

健福第 1 0 9 4 号

千葉県医療審議会 様

新たな地域医療構想の策定について（諮問）

地域医療構想における下記事項について、医療法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 8 7 号）による改正後の医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 3 0 条の 3 の 3 第 8 項の規定を踏まえ、諮問します。

令和 8 年 8 月 1 2 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人
(公印省略)

記

諮問事項

地域医療構想において定める事項のうち、「地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（構想区域）」の設定について